

保健医療学部総合リハビリテーション学科 理学療法学専攻

1. 理学療法学専攻の特色

近年の理学療法士は医療のみならず介護保険領域における福祉施設や在宅など幅広い分野での活躍が期待されている。特に、予防的支援や健常者への健康増進など、対象の拡大もみられている。医療の提供水準も高まるなか、本学の卒前教育では、基礎も踏まえた高い専門的知識を持ち社会に貢献できる、かつ看護学科や他専攻と協調性をもって連携できる学生を育成していく。

そのため、本学の理学療法学専攻では、専門教育科目の編成を、専門基礎科目、専門科目に区分し、専門基礎科目においては、「人体の構造と機能及び心身の発達」「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」領域の授業を配置し、1・2年次を中心にリハビリテーションにおける医療人に求められる基本知識の修得を図る。これらの授業科目は、総合リハビリテーション学科全専攻について横断的に共通開設を図っており、リハビリテーション医療を志す学生相互が互いの職域を理解し、チームリハビリテーションの意識、理念を培う場としている。

また、入学当初から卒業に至るまでの間、「基礎セミナー」「卒業研究」の科目において指導教官がリハビリテーションにあたる人材に求められる人間性を培っていくとともに、教養科目において、看護学科との共通開設授業を設定しており、医療人を志す学生同士の交流、共に学ぶ経験を通じて、幅広い医療観を培い、次代を担う理学療法士を育成することを特色とする。

2. 理学療法学専攻の卒業に必要な単位数

令和4年度入学生	134単位
令和5～6年度入学生	135単位
令和7年度入学生	128単位
令和8年度入学生	130単位

3. 国家試験受験資格にかかわる履修要件

理学療法士国家試験受験資格は、理学療法学専攻の卒業要件を満たせば得られる。

4. 実習科目にかかわる履修要件

理学療法学臨床実習Ⅲ、理学療法学臨床実習Ⅳを履修するには、2年後期までに配当された専門基礎科目の必修科目をすべて修得すること。

保健医療学部総合リハビリテーション学科 作業療法学専攻

1. 作業療法学専攻の特色

作業療法は、人々の健康と幸福を促進するために、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われる作業（対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為）に焦点を当てた治療、指導、援助である。医療、リハビリテーション技術の高度化によって、作業療法士の役割は、年々、必要性を増している。

また、昨今、リハビリテーションを要する対象領域の複雑化、複合化によって、作業療法士が対象とするとされている脳卒中、パーキンソン病、リウマチ、脊髄損傷などの「身体に障害のある人」、統合失調症、躁うつ病、アルコール依存症などの「心に障害のある人」、脳性麻痺、精神発達遅滞、自閉症、学習障害などの「発達期に障害のある子供」、認知症などの「老年期に障害のある人」にとどまらず、幅広い領域の様々な人が対象となってきている。したがって、基本能力（運動機能、精神機能）、応用能力（食事やトイレなど、生活が行われる活動）、社会生活適応能力（地域活動への参加・就労就学の準備）の3つの能力の維持および改善を目指す作業療法は、他職種連携の必要性の高まりとともに、ますます重要性を増してくるものと考えられる。

本学では、作業療法が医療、保健、福祉、教育などの幅広い領域で、身体障害、精神障害、発達障害、老年期障害などを対象に展開されており、看護学科、そして、総合リハビリテーション学科の他の専攻の専門領域とも深く関連していることを鑑み、専門基礎科目は総合リハビリテーション学科で共通開講とすることによって相互理解を図るとともに、一部の科目においては看護学科と共通開講することで、教育の内容、目的、意義に複合的な効果が図られるように教育課程を編成していることを特色とする。

2. 作業療法学専攻の卒業に必要な単位数

令和5～6年度入学生	136単位
令和7年度入学生	129単位
令和8年度入学生	131単位

3. 国家試験受験資格にかかわる履修要件

作業療法士国家試験受験資格は、作業療法学専攻の卒業要件を満たせば得られる。

4. 実習科目にかかわる履修要件

作業療法学臨床実習Ⅲ、作業療法学臨床実習Ⅳを履修するには、2年後期までに配当された専門基礎科目の必修科目をすべて修得すること。

保健医療学部総合リハビリテーション学科 言語聴覚学専攻

1. 言語聴覚学専攻の特色

言語聴覚士の職域は広い。それは言語機能を含む高次脳、聴覚、発声・発語、構音・摂食など、すなわち「話す」「食べる」は勿論、「読み書き」「記憶」「注意」「行為」「認知」など脳の様々な機能に及ぶ。脳血管障害、頭部外傷・腫瘍、発達障害などにより様々な障害が出現することになる。障害を有する対象児者に対して、これらの問題の本質や発現メカニズムを明らかにし、対処法を見出すために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他援助を行いリハビリテーションが進められる。医療技術の進歩、高齢化の進行によって、その対象領域は、今後ますます拡大するものと考えられ、特に、訪問看護、高齢者施設等におけるコミュニケーション能力の維持、回復、また、嚥下指導の分野において必要性が高まっており、他の医療専門職との連携を図り、対象児者の支援にあたる人材養成の意義は大きい。

以上のことより、言語聴覚学専攻の履修科目は学際的である。専門基礎科目だけでも医学、心理学、言語学、音声学、音響学、聴覚学、病理学、社会保障制度などに及ぶ。心理・生理・病理学の一部は教育学部の特別支援学校教諭課程にも開設され、言語聴覚学専攻教員が担当している。また理学・作業・言語聴覚療法学専攻の三専攻に同時に開設された、複数の専門基礎科目により、チーム医療としての相互理解を養成するとともに、対象児者に対する「全人的」な関わりについて深く学ぶことによって、複合的な効果が図られるように教育課程が編成されていることが特色である。

2. 言語聴覚学専攻の卒業に必要な単位数

令和 5～6 年度入学生	125 単位
令和 7 年度入学生	138 単位
令和 8 年度入学生	140 単位

3. 国家試験受験資格にかかわる履修要件

言語聴覚士国家試験受験資格は、言語聴覚学専攻の卒業要件を満たせば得られる。

4. 実習科目にかかわる履修要件

言語聴覚学臨床実習Ⅲ、言語聴覚学臨床実習Ⅳを履修するためには、下記までに配当された専門基礎科目の必修科目をすべて履修すること。

令和 5～6 年度入学生	3 年前期
令和 7～8 年度入学生	2 年後期